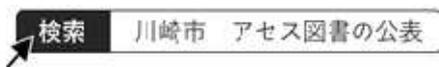


環境アセスメントに係るお知らせ

令和5年10月19日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）川崎市高津区下作延計画に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	<ul style="list-style-type: none"> あすか製薬株式会社 代表取締役社長 山口 惣大 東京都港区芝浦二丁目5番1号 大成有楽不動産株式会社 マンション事業本部長 糺 幸男 東京都中央区京橋三丁目13番1号
	指定開発行為の名称	（仮称）川崎市高津区下作延計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市高津区下作延五丁目1575番1他
	指定開発行為の目的	造成事業、共同住宅建設事業
	指定開発行為の内容	区域面積：約37,723㎡（造成事業（開発区域面積）） 区域面積：約12,778㎡（共同住宅建設事業） 延べ面積：約30,799㎡（共同住宅建設事業）
	指定開発行為の施行期間	令和6年1月～令和8年3月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和5年10月19日（木）～令和5年11月2日（木）
	縦覧場所及び時間	高津区役所(1階)・多摩区役所(10階)・環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階) 午前8時30分～午後5時（環境局環境評価課は午後5時15分まで）。 土・日曜日は除く。 ただし高津区役所では第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も行います。 ※縦覧開始日（10月19日）は、正午から縦覧を行います。
	ホームページ	縦覧期間中、ホームページから条例見解書の閲覧ができます。   https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0.html
	問合せ先	川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所第3庁舎15階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921 Eメール：30kanhyo@city.kawasaki.jp